

# 5 福祉・介護人材確保対策等について

(1)「介護離職ゼロ」に向けた介護人材の確保対策について

(2)外国人介護人材の受入れについて

# 外国人介護人材の受入れについて

- 介護人材の確保については、国内人材の確保対策を基本とし、外国人の介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者の受入れ等のそれぞれの制度趣旨に沿って実施する。

## 1. 現状

### 【① EPAに基づく介護福祉士候補者等の受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。これまで2,777人の介護福祉士候補者を受け入れ、438名が資格を取得。（平成28年10月1日現在）

### 【②介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与】【③技能実習制度への介護職種の追加】

- ・ 介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」
  - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」
- は、昨年11月18日に成立、同月28日に公布。

## 2. 今後の取組

### 【① EPAに基づく介護福祉士候補者等の受入れ】

- EPA介護福祉士の更なる活躍を促進する観点から、日本の生活様式を含めた研修等を実施するなどの事業者への留意事項の通知の発出を行った上で、告示改正によりEPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加する。施行日は平成29年4月1日。

### 【②介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与】

- 円滑に留学生を受け入れられるよう、介護福祉士養成施設における外国人の留学生を受け入れる場合の取扱について通知を発出した。各都道府県におかれては、内容を御了知の上、適切な指導をお願いしたい。

なお、今後、法務省令が改正（介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した留学生に限定。）予定。

### 【③技能実習制度への介護職種の追加】

- 今後、「産業競争力の強化に関する実行計画」（2015年版（平成27年2月10日閣議決定）等）に基づき、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加を行う。

# 経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。

## 要件

インドネシア（平成20年度～）

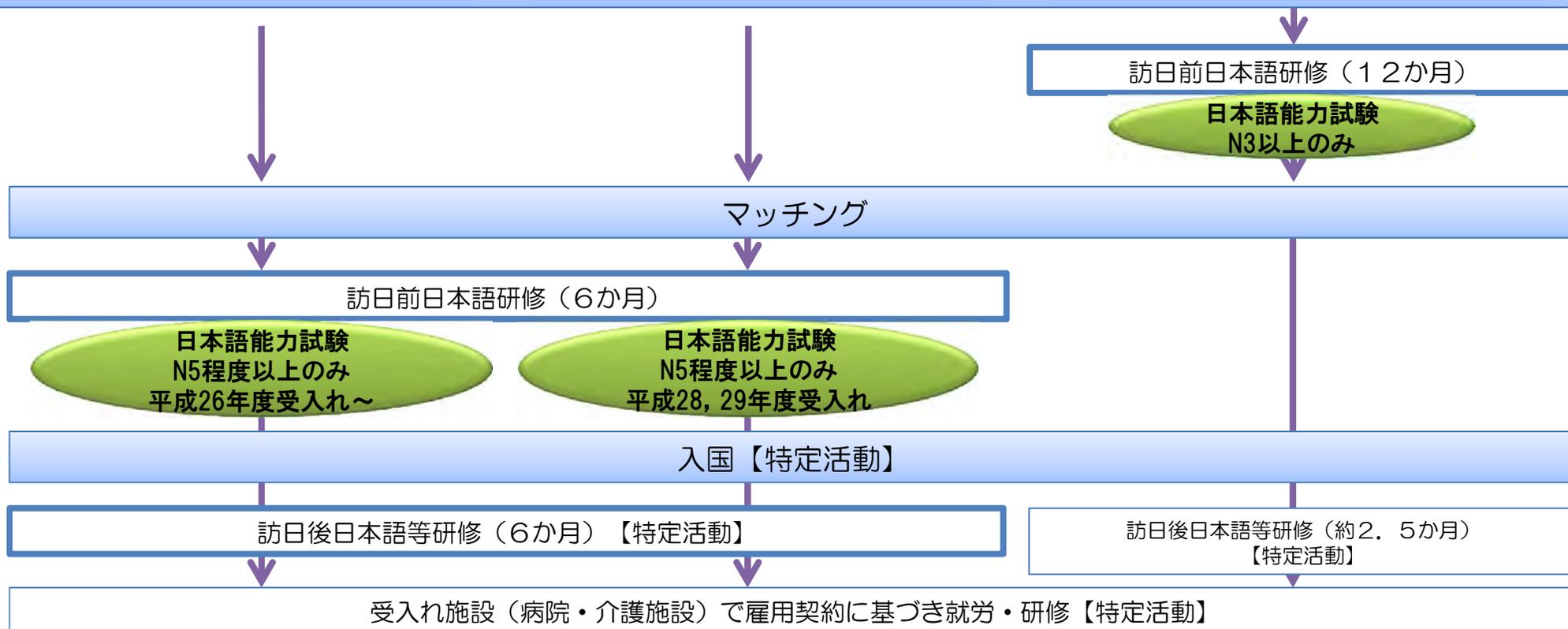
（看護）インドネシアの看護師資格+実務経験2年  
（介護）「高等教育機関（3年以上）卒業+インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」

フィリピン（平成21年度～）

（看護）フィリピンの看護師資格+実務経験3年  
（介護）「4年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」

ベトナム（平成26年度～）

（看護）3年制又は4年制の看護課程修了+ベトナムの看護師資格+実務経験2年  
（介護）3年制又は4年制の看護課程修了



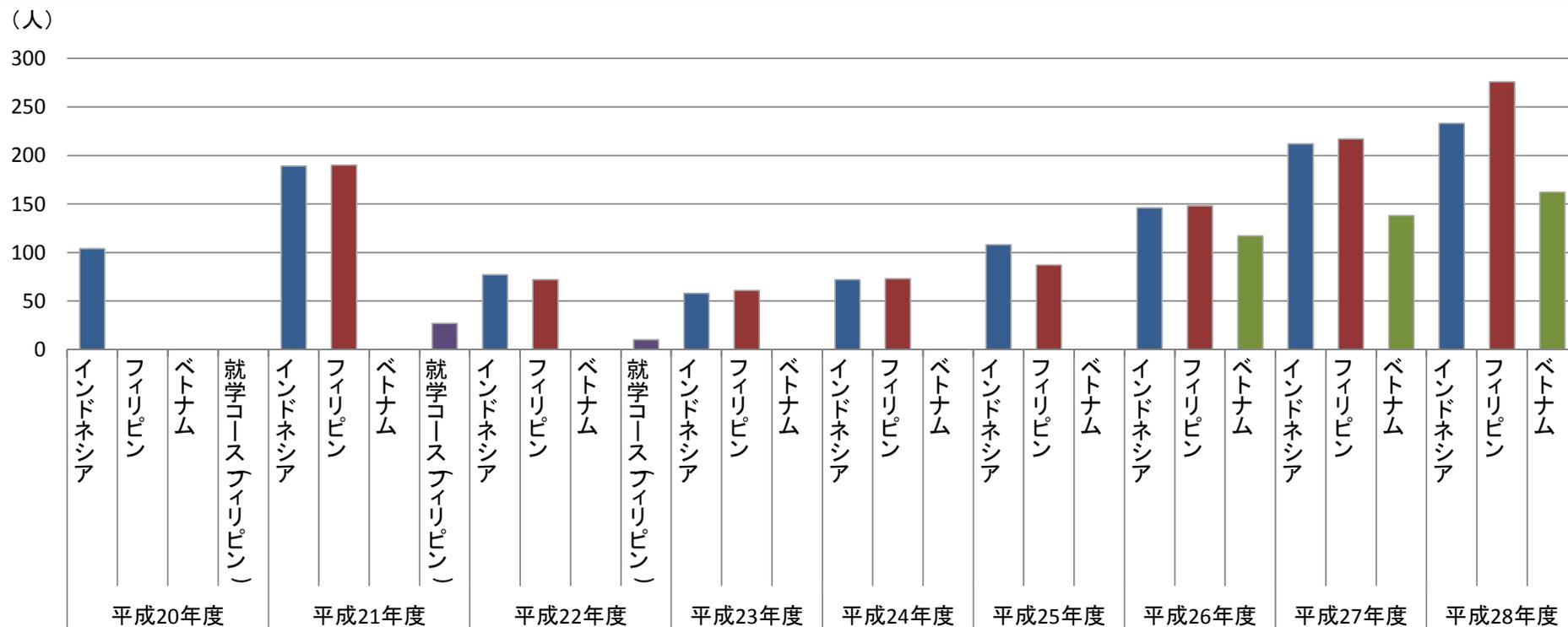
※ 【 】内は在留資格を示す。

※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

※ フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

# 介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は2,700人超。



↑ フィリピン  
受入れ開始

↑ ベトナム  
受入れ開始

入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	累計
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	1,199
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	1,124
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	417
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	2,740
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。

※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

# 在留資格「介護」の創設

## 背景

- 要介護者 564万人(H25年度)
- 介護従事者 171万人(H25年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

### ★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

### ★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学, 専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

### 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

**担い手を生み出す ~ 女性の活躍促進と働き方改革  
外国人が日本で活躍できる社会へ**

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。



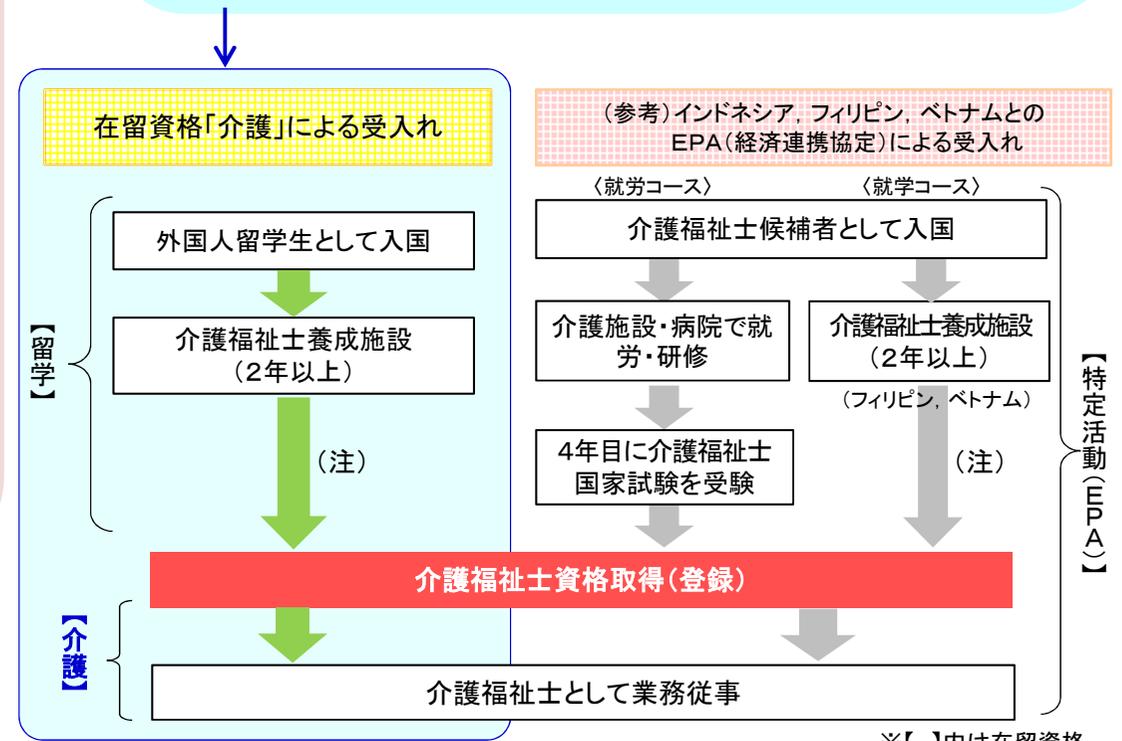
(参考)

介護福祉士登録者数  
129.3万人(H26年度)  
介護福祉士養成施設数  
378校(H26年4月)

## 在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
----	--



(注)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

平成28年11月18日成立  
平成28年11月28日公布

# 産業競争力の強化に関する実行計画(2016年版)(抜粋) (平成28年2月5日閣議決定)

## 二. 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

### 1. 「日本産業再興プラン」関係

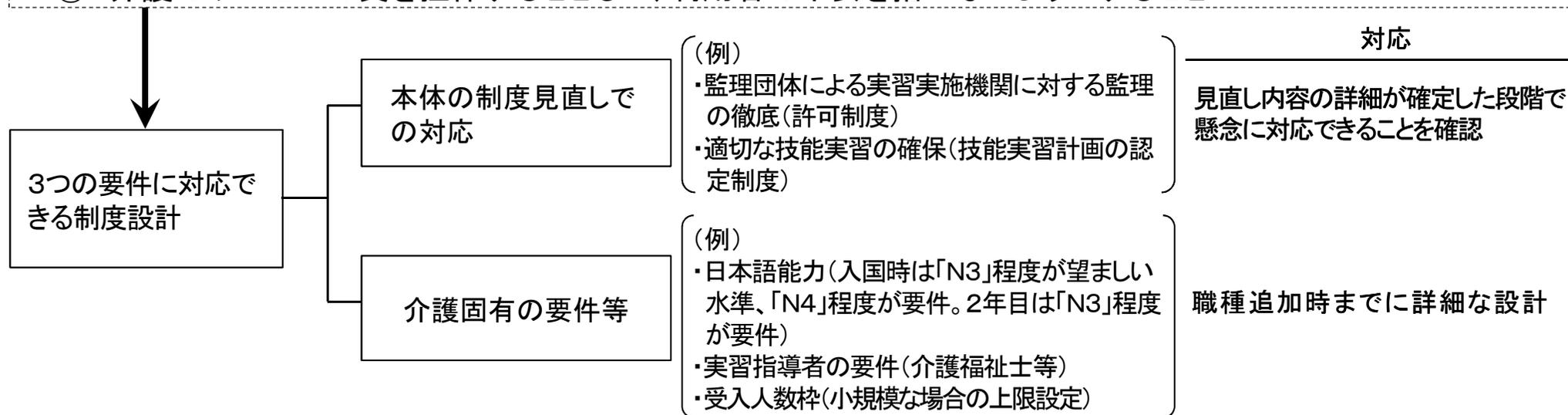
#### (2) 雇用制度改革・人材力の強化

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
外国人技能実習制度の抜本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人技能実習制度の新たな制度管理運用機関を設置するための措置を速やかに講じる。</li> <li>・ 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対して認める技能実習期間の延長(3年→5年)のための措置を速やかに講じる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">※上記を盛り込んだ外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を平成27年通常国会に提出した。</p>	法務大臣 厚生労働大臣
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。</li> </ul>	厚生労働大臣

## 技能実習制度への介護職種の追加について

### 【基本的考え方】

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加
  - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること
  - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
  - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること



- 職種追加に向け、様々な懸念に対応できるよう、具体的な制度設計を進める。具体的には、有識者の検討会によるとりまとめ(別紙参照)を踏まえ、コミュニケーション能力、受入人数枠や指導体制などの実習機関・体制の要件、監理団体の要件について告示等で定めるとともに、技能実習評価試験(公的評価システム)の構築を進める必要がある。これらの介護の固有要件の設定や公的評価システムの構築を行い、新たな技能実習制度の施行と同時に職種追加を行う(公布の日から9ヶ月程度(秋頃)を目途。)

# 介護職種の追加に係る制度設計の考え方

(外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ(平成27年2月4日))

## 1. 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化

一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする

- ・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等)
- ・関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等)
- ・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)

## 2. 必要なコミュニケーション能力の確保

- ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件
- ・入国後、OJTや研修等により、専門用語や方言等に対応

(参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる

「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)

## 3. 適切な公的評価システムの構築

- ・試験実施機関は、技能実習の新制度で求められる要件を満たす団体を選定
- ・各年の到達水準は以下のとおり

1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル

2年目 指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル

3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル

5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

## 4. 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

- ・「介護」の業務が現に行われている機関を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設)  
ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない
- ・経営が一定程度安定している機関(原則として設立後3年を経過している機関)に限定

## 5. 適切な実習体制の確保

- ・受入れ人数の上限 : 小規模な受入機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%まで
- ・受入れ人数枠の算定基準 : 「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定
- ・技能実習指導員の要件 : 介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等
- ・技能実習計画書 : 技能移転の対象項目ごとに詳細な作成を求める
- ・入国時の講習 : 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ

## 6. 日本人との同等処遇の担保

「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を徹底するため、以下の方策を講じる

- ・受入時 : 賃金規程等の確認
- ・受入後 : 訪問指導時の関係者のヒアリングや賃金台帳の確認、監理団体への定期報告

※EPAにおける取組を参考に、監理団体による確認等に従わない実習実施機関は、技能実習の実施を認めないことも検討

## 7. 監理団体による監理の徹底

- ・技能実習制度本体の見直しによる、新制度に沿った監理の徹底を図る

# 技能実習制度への介護職種の追加について

参考

○ 技能実習制度への介護職種の追加についてのQ&Aは以下のとおり。今後、具体的な内容が決まり次第、厚生労働省HP ( <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html> ) 等で随時公表予定。

問1. 技能実習制度への介護職種の追加の趣旨について教えてください。

技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしているものです。

技能実習制度への介護職種の追加についても、技能実習制度の趣旨に沿って「人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的」とするものであり、介護人材の不足への対応を目的とするものではありません。

また、日本は他国と比較し、高齢化が急速に進展しており、認知症高齢者の増加等、介護ニーズの高度化、多様化に対応している日本の介護技術を海外から取り入れようとする動きも出てきています。こうしたことを踏まえれば、日本の介護技術を他国に移転することは、国際的に意義のあるものであり、技能実習制度の趣旨にも適うものと考えています。

問2. 介護職種の追加は、いつ頃になるのでしょうか。また、技能実習生の入国時期は、いつ頃になるのでしょうか。

技能実習制度への介護職種の追加は、新たな技能実習制度の施行(※)と同時に行うこととしています。

なお、新たな技能実習制度の施行前であっても、介護職種を追加する省令や介護固有の要件を定める告示が公布された後であれば、各種申請を受け付けることを想定しています。また、技能実習生の入国時期については、入国手続き等のための期間が必要となるため、実際には、介護職種の追加から一定期間後に、実習生が入国することとなります。

※ 新たな技能実習制度の施行は、「技能実習制度の見直しに係る法務省・厚生労働省関係の政省令案等の制定・改正について」のパブリックコメントにおいて、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(公布の日から9カ月後程度を想定)から施行される」とこととされています。

問3. 介護職種の追加や介護固有の要件(注:介護職種において技能実習制度本体における要件に加えて必要となる要件)は、どのように定められるのでしょうか。

介護職種の追加については、技能実習法に基づく主務省令の改正により定められる予定です。また、介護固有の要件については、技能実習法の主務省令に基づく厚生労働大臣告示において定められる予定です。

問4. 介護の技能実習生の要件について教えてください。

技能実習制度における要件(18歳以上であること等)に加えて、日本語能力要件として、

1年目(入国時)は日本語能力試験「N4」程度、2年目(2号移行時)は「N3」程度を求めるほか、厚生労働省において、介護分野の有識者等に参加・検討いただいた「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」の中間まとめ(平成27年2月4日)(以下「中間まとめ」という。)で示された内容に基づき、今後、詳細を具体的に検討していきます。

問5. 介護の技能実習生の受入れ施設の要件について教えてください。

技能実習制度における要件に加えて、

- ・ 経営が一定程度安定している機関として、原則として設立後3年を経過している機関に限定する。
- ・ 受入れ人数の上限として、小規模な受入機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%までとする。
- ・ 受入れ人数枠の算定基準として、「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定する。
- ・ 技能実習指導員の要件として、介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等を求める。

ことのほか、中間まとめで示された内容に基づき、今後、詳細を具体的に検討していきます。

問6. 介護の技能実習における監理団体の要件について教えてください。

技能実習制度における要件に加えて、中間まとめで示された内容を踏まえ、「監理の徹底を図る」という観点から、今後、詳細を具体的に検討していきます。

問7. 技能実習「介護」において、国による支援はあるのでしょうか。

技能実習は、実習実施者や監理団体の負担により行われるものであり、技能実習制度として国による支援はありませんが、技能実習「介護」については、国として介護の技能実習生の日本語学習の環境整備のための支援を行っていくこととしています。(日本語学習の環境整備のための支援例)

- ・ 自己学習のためのWEBコンテンツの開発
- ・ 介護の日本語テキスト作成
- ・ 実習実施機関における標準的な日本語学習プログラムの開発
- ・ 実習実施機関の日本語学習指導者向け手引きの開発
- ・ 聴解学習プログラムの開発

## 6 自殺対策の推進について

# 自殺対策の推進にかかる当面の課題

## 現状

- 平成28年4月1日、自殺対策業務が内閣府から厚生労働省へ移管。
- 同日付で、議員立法による改正自殺対策基本法が施行。

### ※主な改正点

自殺対策は「生きることの包括的な支援として」「関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を進めるため、

- ・ 自治体（都道府県及び市町村）に対し、新たに自殺対策計画の策定を義務付け
- ・ 計画に基づき自治体を実施する事業に対し、国は交付金を交付（地域自殺対策強化交付金）

- 自殺者数は、依然として年間約2万2千人（平成28年）という深刻な状況。

## 課題

### 改正基本法を踏まえた「自殺総合対策大綱」（法定、閣議決定）の見直し

※現行大綱（平成24年8月閣議決定）は、5年を目途に見直すこととされている。

## 今後の方向性

（平成28年秋以降）

（～年度内目途）

（平成29年4～5月）

（平成29年夏頃目途）

自殺総合対策会議  
（法定・閣僚級）

※会長：厚生労働大臣  
構成員：関係閣僚

「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」の開催

パブリックコメント

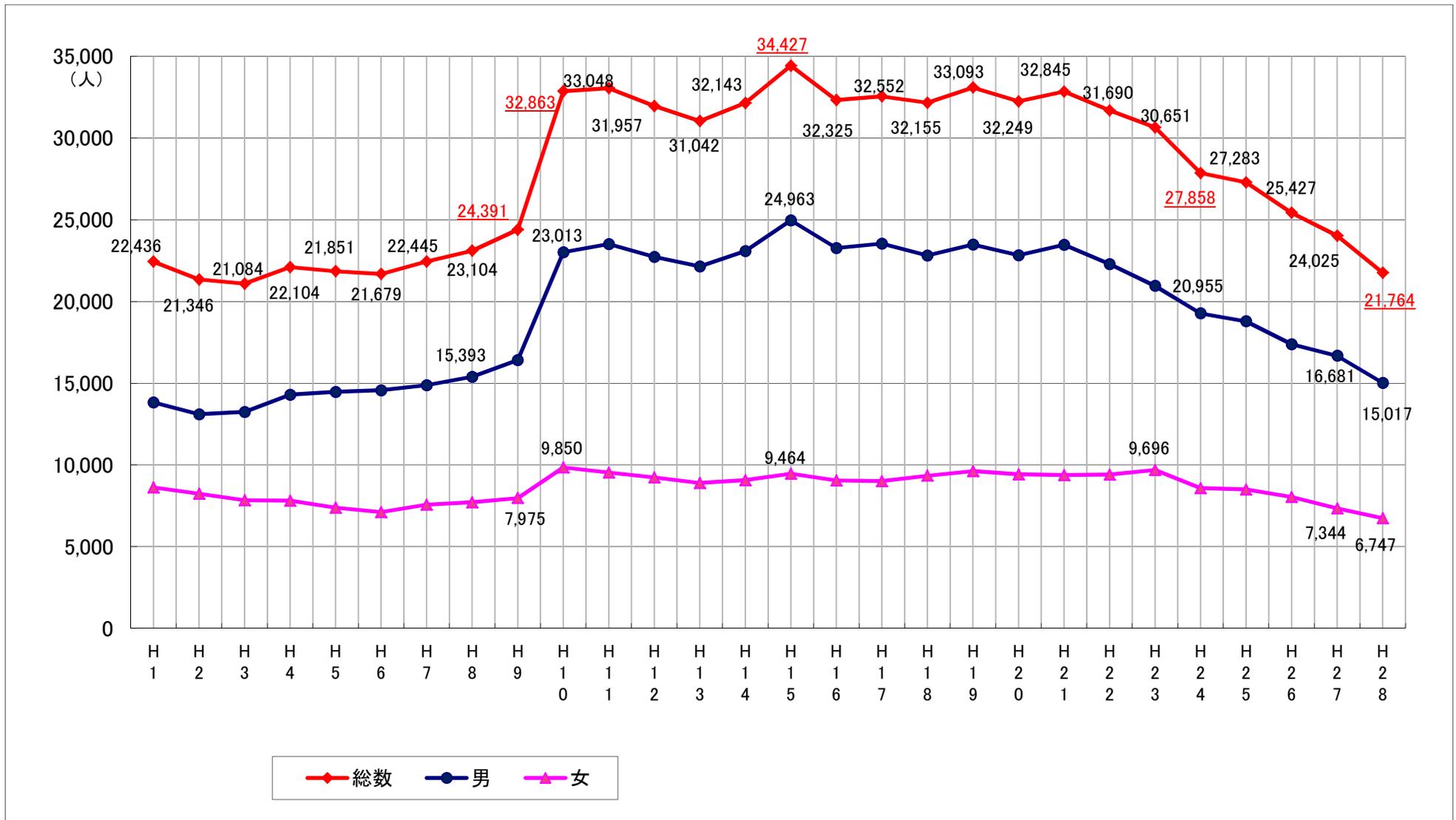
自殺総合対策会議  
※大綱案の決定

大綱の閣議決定

地域レベルの実践的な対策の本格化

※自治体計画の早期策定に向けた支援策の検討（ガイドライン策定等）

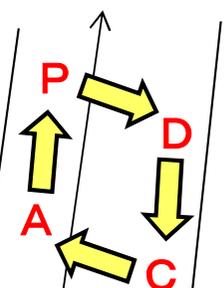
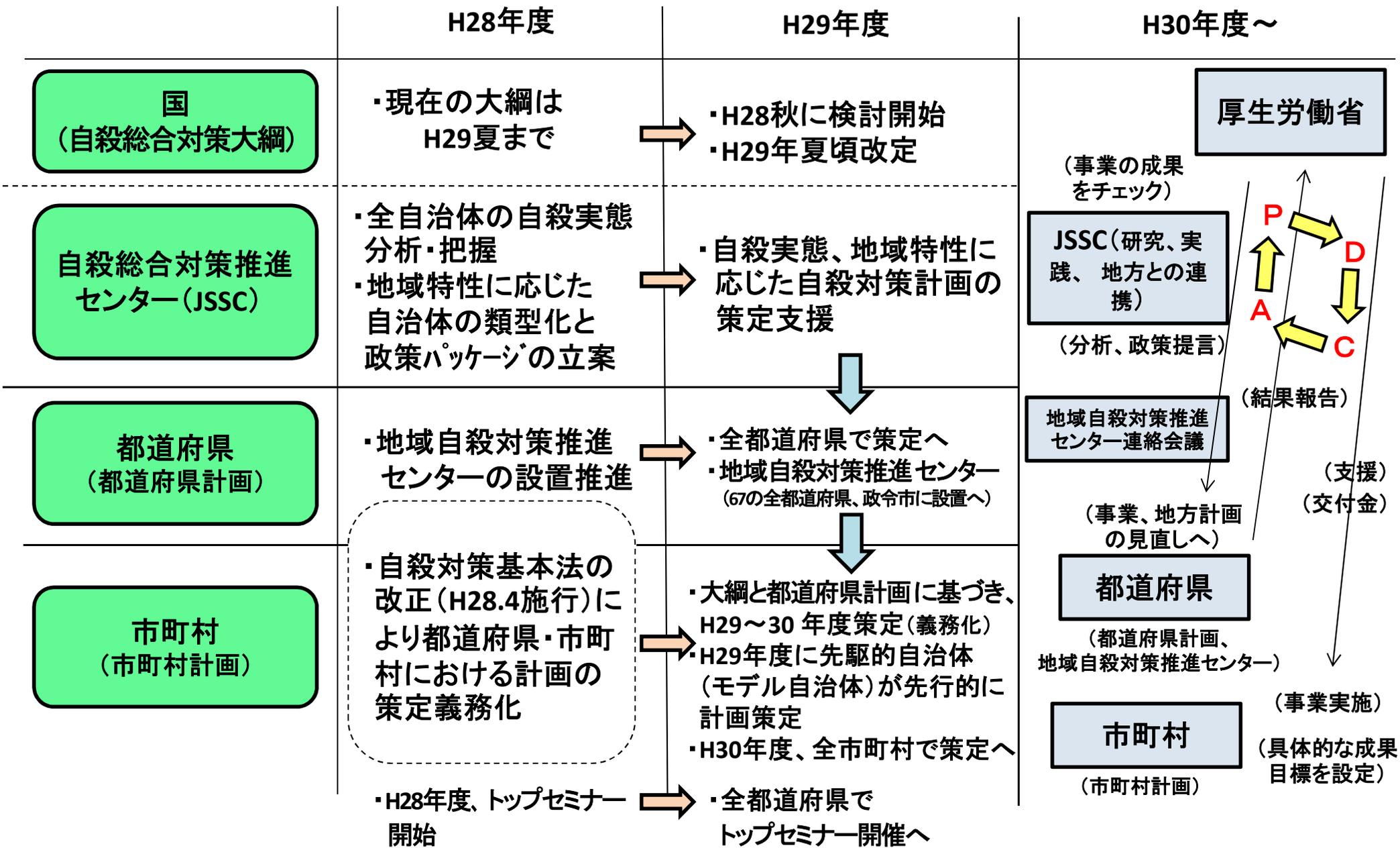
# 自殺者数の推移(自殺統計)



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

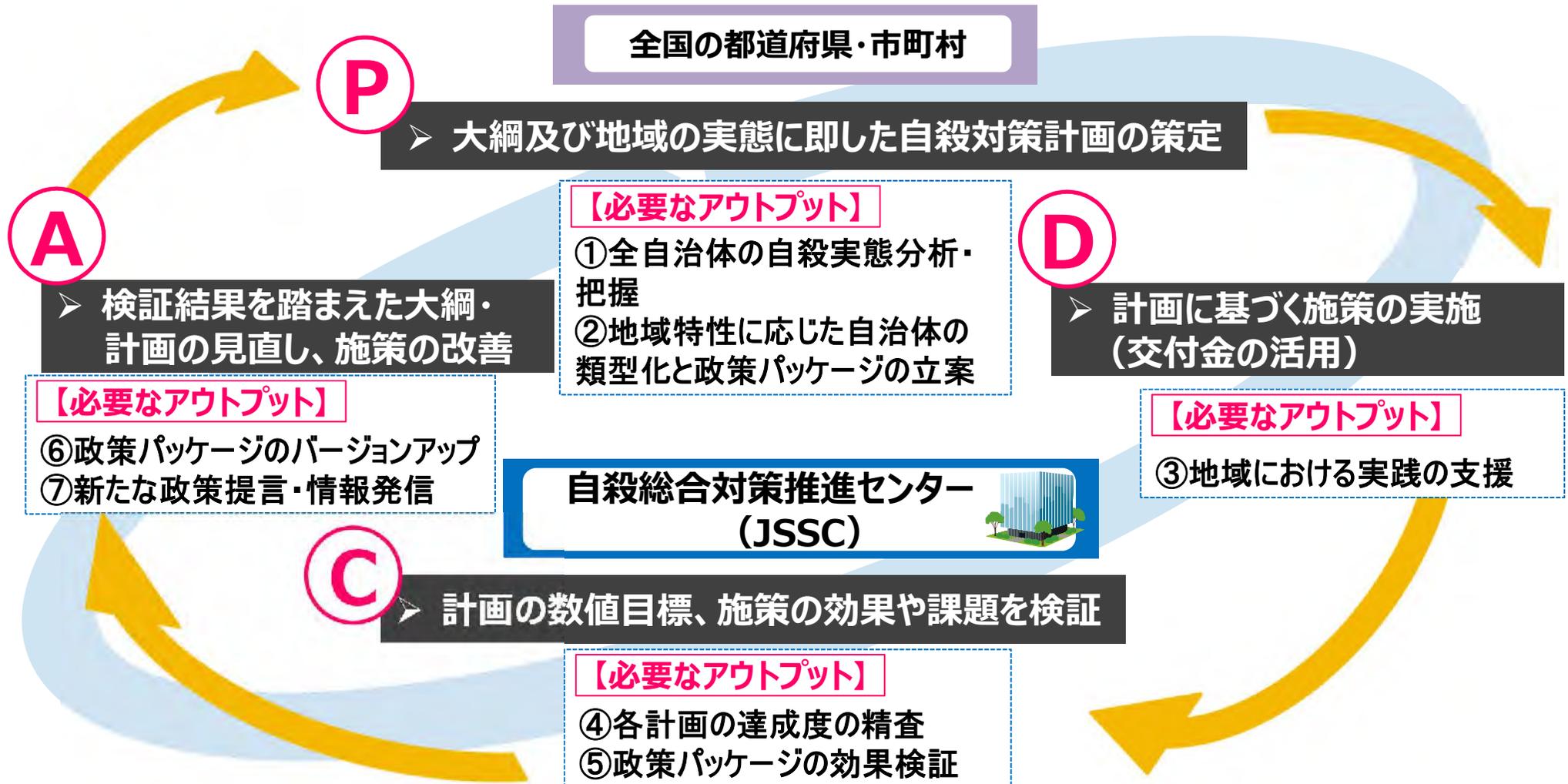
注)平成28年は速報値

# 今後の自殺対策の流れについて



# 自殺対策のPDCAサイクルについて

- **自殺総合対策推進センター（JSSC）** は、PDCAサイクルの各段階に必要な「**アウトプット（＝働きかけ）**」を通じて、自殺対策を実践・貢献。



# 地域自殺対策強化交付金

29年度予算案 25億円 (28年度予算額 25億円)

## 事業概要・目的

### 【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、5年連続で3万人を下回ったものの、依然として高い水準で推移しており、深刻な状況。その中で、「地域自殺対策緊急強化基金」を活用した取組みが近年の自殺者数の減少傾向に一定の成果を挙げたところ。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、経済状況の変化等の様々なリスクに対応した自殺予防を図る。

(参考) 自殺総合対策大綱(平成24年8月28日閣議決定)においては、平成28年までに自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)を平成17年比で20%以上減少させることを目標としている。

### 【事業の概要】

- 地方団体の取組みとも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取組みを行う地方団体や民間団体を支援する。

## 事業イメージ・具体例

- 地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施するとともに、若年層対応、自殺未遂者対応、ハイリスク対応等に重点的に取り組んでいく。

### <事業例>

- 【利用しやすい相談窓口の整備】
  - ・ 相談窓口の夜間・休日対応

- 【若年層に特化した自殺防止対策】

- ・ 学校への「生きる取組」出前講座、教師を対象としたゲートキーパー養成

- 【自殺未遂者の再企図防止等に関する支援】

- ・ 東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業

- 【ハイリスク地における自殺防止対策】

- ・ 青木ヶ原ふれあい声かけ事業

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 自殺者及び自殺企図者、さらにはうつ病患者に対し、その背景にある様々な要因に対応するため、地域において生きる支援を提供することにより、安心・安全な社会の実現に寄与するとともに、そうした方々が自殺に追い込まれることなく就労を始めとした社会活動・経済活動を継続することにより、経済成長の向上にも寄与することとなる。

(参考) 社会関係の予算について

# 平成29年度 社会・援護局(社会)関係予算(案)の概要

## I 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 【26億円】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

- 地域の支え合いの再生・活性化、包括的・総合的な相談支援等の推進
- 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進

## III 福祉・介護人材確保対策等の推進 【74億円】※

福祉・介護人材の確保のため、法改正による制度的対応や地域医療介護総合確保基金(→老健局計上)などにより総合的・計画的に推進。

- 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進
- 介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進に向けたモデル的な取組の実施 など ※老健局計上分を含む。

## II 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施 【2兆9,620億円】

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度により、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、自立をより一層促進し、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進するとともに、生活保護制度の適正な実施を図る。

- 子どもの学習支援事業の推進
- 居住支援の取組強化
- 生活困窮者等の就労準備支援の充実
- 医療扶助の適正実施の更なる推進 など

## IV 自殺対策の推進 【30億円】

平成29年度を自治体における自殺対策計画の策定に向けた「集中取組期間」と位置付け、自治体が計画策定に取り組むために全国一律に整備が必要な環境づくりに取り組む。

同時に、自治体の創意工夫が重視される個別の自殺対策事業についても、地域自殺対策強化交付金により支援する。

## V 熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

【7.5億円】

被災者が、応急仮設住宅への転居など生活環境の変化の中で、安心した日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの再構築を着実に支援する。

○経済連携協定の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者への支援)

○社会福祉施設等に対する支援

○東日本大震災の復興支援 等

平成29年度予算案	3兆139億円
平成28年度当初予算	3兆50億円
差引	+89億円(対前年度伸率+0.3%)

# I 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

## 29'予算案のポイント

### (1) 地域の支え合いの再生・活性化、包括的・総合的な相談支援等の推進：26億円

- **「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進【一部新規】** 20億円  
住民に身近な圏域で、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや複合的な課題、世帯の課題を「丸ごと」受け止める場を設けることにより住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する。また、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築する。
- **生活困窮者自立相談支援機関における相談支援の実施** 生活困窮者自立支援制度に係る負担金218億円の内数
- **NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する地域課題の解決に資する活動等に対する助成（社会福祉振興助成費補助金）** 6.1億円
- **地域における自殺対策ゲートキーパーの養成（後掲）** 地域自殺対策強化交付金25億円の内数

### (2) 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進（受け手から支え手へ）

地域社会と密接に連携し、生活困窮者、生活保護受給者、高年齢者、若年無業者、障害者、がん・難病患者等の多様な活躍・就労の機会の確保や就労支援の体制を整備する。

- **生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度による就労支援** 生活困窮者自立支援制度の着実な推進400億円の内数  
・ **生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】（後掲）** 5.1億円

※ このほか、地域共生関連予算として、ひきこもり対策（生活困窮者自立支援制度に係る補助金183億円の内数）、寄り添い型相談支援事業（7.5億円）を予算計上。

## Ⅱ 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施

### (1) 生活困窮者自立支援制度の着実な推進：400億円

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等により、生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進する。

### (2) 生活保護に係る国庫負担：2兆8,803億円

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度にかかる国庫負担に要する経費を確保する。また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

### 29'予算案のポイント

#### ① 子どもの学習支援事業の推進

35億円

生活困窮世帯の子どもを支援するため、学校や教育委員会等との定期的な情報共有、関係の構築等により教育機関との連携強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。



#### ② 生活困窮者等の就労準備支援の充実

5.1億円

複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、障害者等に対する就労支援のノウハウの活用による専門的な支援を通じて、就労・定着の促進を図る。



#### ③ 生活困窮者自立支援制度における 居住支援の取組強化

2.5億円

生活困窮者が直面している賃貸住宅の入居・居住に係る困難な課題を解決するため、物件探し等の個別支援、保証・見守りサービスの情報収集、家賃保証や緊急連絡先の引き受けを行う社会福祉法人等の受け皿開拓など、オーダーメイドの居住支援コーディネートを行う。



#### ④ 医療扶助の適正実施の更なる推進

22億円

生活保護受給者について、頻回受診等の適正受診指導、後発医薬品の使用促進、長期入院患者等の退院支援等の取組をPDCAサイクルで効果的に実施する地方自治体を支援する等により、医療扶助の適正化を推進する。



### Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年に向け、喫緊の課題である福祉・介護人材の確保を図るため、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえつつ、地域医療介護総合確保基金などを活用し、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進する。

#### 29'予算案のポイント

##### **(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】：60億円(老健局にて計上)**

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、新たに、平成29年度から介護事業所におけるインターンシップ等の導入支援を実施するなど、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

##### **(2) 介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進等に向けたモデル的な取組の実施【新規】：5千万円**

多様な人材の活用と人材育成を図るため、介護事業所における介護職員間の業務分担の推進や、介護福祉士の専門性を高めるための研修プログラムの策定に向けたモデル事業を実施する。

##### **(3) 経済連携協定等の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者等への支援）【一部新規】：2.1億円**

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。新たに、平成28年度介護福祉士国家試験から、試験内容に医療的ケアが位置付けられることから、医療的ケアに関する学習支援を行う。

受入施設における外国人介護福祉士候補者の継続的な学習支援のため、集合研修や通信添削指導等の学習支援を実施する。技能実習制度への介護の職種追加に当たって、必要なコミュニケーション能力を確保しつつ、技能移転が円滑に行われるよう、日本語学習の環境整備（Eラーニングの整備）等を行う。

##### **(4) 社会福祉法人の創意工夫による多様な福祉サービスの展開【新規】：7.8億円**

国民の多様な福祉ニーズに対応し、社会福祉法人の創意工夫による多様な福祉サービスが積極的に展開されるよう、平成29年4月から施行される改正社会福祉法を踏まえ、経営労務管理体制の強化、社会福祉充実計画に基づく事業の推進、地域ニーズを把握・共有するための「地域協議会」の立ち上げ等の取組を支援する。

## IV 自殺対策の推進

### 29'予算案のポイント

#### (1) 地域自殺対策強化交付金：25億円

平成28年4月1日から施行された改正自殺対策基本法に基づき、地域自殺対策強化交付金により、地域レベルでの実践的な自殺対策の取組を支援する。

#### (2) 自治体における自殺対策計画の策定支援：2.0億円

改正自殺対策基本法において全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられたことを踏まえ、「地域自殺対策推進センター」の全ての都道府県・指定都市への早期設置に向けて取り組むとともに、自治体における自殺対策計画の早期策定に向けた支援を行う。

#### (3) 民間団体と連携した自殺対策の推進等：2.1億円

「自殺総合対策推進センター」において、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策の支援について、機能を強化する。また、自殺予防週間及び自殺対策強化月間において国、地方公共団体、民間団体等が連携した啓発活動等を実施する。

## IV 熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

### 29'予算案のポイント

29'予算(案)額：7.5億円

被災者が、応急仮設住宅への転居など生活環境の変化の中で、安心した日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの再構築を着実に支援する。